

Ⅲ 富山県の個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護条例の目的及び対象

(1) 目的

富山県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第1条において、富山県の個人情報保護制度の目的が明らかにされています。

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、県の実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(2) 対象となる「個人情報」

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）です。

本県では、死者の個人情報についても、その取扱いによっては死者の名誉などが損なわれるおそれがあるため、保護の対象としています。

(3) 実施機関

個人情報保護制度は、県のすべての機関で実施しています。

- ①知事 ②議会 ③教育委員会 ④選挙管理委員会
- ⑤人事委員会 ⑥監査委員 ⑦公安委員会 ⑧警察本部長
- ⑨労働委員会 ⑩収用委員会 ⑪海区漁業調整委員会 ⑫内水面漁場管理委員会
- ⑬県が設立した地方独立行政法人（富山県立大学）

2 個人情報を取り扱う県の責務

条例は「個人情報を取り扱う県の責務」及び「開示請求等の県民の権利」の大きく2つの柱からなっています。このうち、「個人情報を取り扱う県の責務」については、以下のとおり実施機関における個人情報の適正な取扱いに対するルールを定めています。

(1) 保有の制限

個人情報を保有するに当たっては、所掌事務の遂行に必要な場合に限り、利用目的を特定しなければなりません。また、利用目的の範囲を超えて保有してはなりません。

(2) 取得の制限

- ・個人情報を取得するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければなりません。
- ・個人情報は一定の例外事項に該当する場合を除き、原則として本人から取得しなければならないこと及び思想、信条又は信教に関する個人情報等は取得しないことを定めています。
- ・本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

(3) 正確性の確保、安全確保の措置

- ・個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません。
- ・個人情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(4) 委託等に伴う措置

個人情報の取扱いを委託する際、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせる際には、個人情報の保護に必要な措置を講じなければなりません。

「個人情報の保護に必要な措置」としては、受託者又は指定管理者として信頼できる者を選定すること、契約書等又は協定書に受託者又は指定管理者が遵守すべき事項を明記することなどが挙げられます。

委託契約等又は指定管理者の指定に当たっては、「個人情報取扱委託指針」又は「指定管理者が行う公の施設の管理の業務に係る個人情報取扱指針」並びに当該指針の「個人情報取扱特記事項」を参考に当該受託者又は指定管理者が保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう契約又は協定を取り交わすこととなりますが、当該措置を講ずることを怠り、個人情報の漏えい、滅失若しくはき損があったとき、又は著しく不適正な個人情報の取扱いがあったときは受託者又は指定管理者の名称等を公表することができることを当該契約又は協定に定めることとされています。

(5) 目的外利用・提供の制限

保有個人情報は、一定の例外事項に該当する場合を除き、原則として利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないことを定めています。

(6) オンライン結合による提供制限

オンライン結合(※)による個人情報の提供は、一定の例外事項に該当する場合を除き原則行わないことを定めています。

※オンライン結合 … 実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の国、市町村等が管理する電子計算機やその端末機等の機器とを電気通信回線を用いて接続すること。

(7) 個人情報取扱事務の登録・閲覧

個人情報取扱事務(個人の氏名その他の記述等により個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用する事務)は登録し、閲覧に供しなければなりません。

個人情報取扱事務登録簿は、県のホームページの公文書目録等検索システムで閲覧できます。

3 開示、訂正及び利用停止

条例のもう一つの柱である「開示請求等の県民の権利」については、以下のとおり開示、訂正及び利用停止の手続について定めています。

(1) 開示、訂正及び利用停止請求権

- ・ 何人も実施機関に対し、自己の個人情報の開示を請求できます。
- ・ 何人も開示された自己の個人情報の内容が事実でないと思うときは、訂正を請求できます。
- ・ 何人も開示をされた自己の個人情報が、保有、取得、利用・提供の制限に違反して取扱われていると思うときは、利用停止(利用の停止・消去又は提供の停止)を請求できます。

(2) 非開示情報

実施機関が保有している個人情報は開示することが原則ですが、次の情報については例外的に開示されないこととなります。

- ① 法令秘情報(法律で公にすることができないと定められている情報など)
- ② 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ③ 開示請求者以外の個人情報(開示請求者以外の特定の個人が識別される情報など)

- ④ 法人等情報（法人などの正当な利益を害するおそれのある情報など）
- ⑤ 公共の安全等情報（公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報）
- ⑥ 審議、検討等情報（県や国などの内部での審議、検討等を行うにあたり、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など）
- ⑦ 行政運営情報（県や国などが行う事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）
- ⑧ 死者以外の者に開示することが社会通念上適切でない情報（開示することにより死者の名誉を損なうおそれがあると認められる情報など）

（３）請求の方法

開示請求は、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、情報公開総合窓口（県庁東別館２階）に提出して行います。原則として本人に限り請求が認められている制度なので、請求の際には本人であることを証明する書類（運転免許証など）が必要です。

（４）死者の個人情報の開示、訂正及び利用停止請求権

本県では、死者の個人情報について一定の範囲の遺族から開示、訂正及び利用停止請求権を認めています。

ア 請求できる遺族の範囲

- ① 配偶者 ② 子及び父母
- ③ ２親等の血族又は１親等の姻族である者（①及び②に掲げる者がいないとき）

イ 遺族全員に対する意見聴取

開示請求に対する決定を行うに当たり、開示請求者以外の遺族に対して意見書を提出する機会を与えなければならないこととされています。

（５）簡易開示制度

各種試験等の結果など、情報の内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行い得るもので、開示請求に対し直ちに開示を実施することができる保有個人情報については、開示請求者の負担を軽減するとともに、事務の効率的な運用を図るため、通常の開示の請求、開示の決定及び実施の手續の例外として、簡易な方法で開示の請求ができ、実施機関も簡易な手續で開示の実施ができる制度を設けています。

（６）法令等との調整

法令等に開示を認める規定はあるが訂正、利用停止が規定されていないときは、当該法令等に反しない限り、本条例に基づき訂正請求、利用停止請求ができます。

４ 富山県個人情報保護審議会

次の事務を行うため、附属機関として「富山県個人情報保護審議会」を設置しています。

- 条例の規定によりその権限に属させられた事項に係る事務
 - ・ 条例第５条第５項の規定により、取得の制限の例外に関する規則の制定又は改廃について意見を述べること。
 - ・ 条例第９条第４項の規定により、利用及び提供の制限の例外に関する規則の制定又は改廃について意見を述べること。
 - ・ 条例第１０条第２項の規定により、オンライン結合による提供の制限の例外に関する規則の制定又は改廃について意見を述べること。
 - ・ 条例第４１条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。
- 個人情報保護制度に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議する事務。

5 出資法人の個人情報保護

情報公開制度と同様、出資法人についても、この条例の趣旨にのっとり個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めています。また、知事は、当該出資法人に対して必要な措置を講ずるよう指導に努めています。

6 罰則

実施機関における個人情報の適正な取扱いとこれに対する県民の信頼を確保するため、平成17年4月1日より、実施機関の職員等による個人情報の漏洩等に対する罰則規定を設けました。

主な罰則規定は、次のとおりとなっています。

【主な罰則規定】

主体	対象情報	行為	量刑
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関の職員 又は職員であった者 ・受託事務に従事している者又は従事していた者 	<p>個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であり、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（複製又は加工したものを含む。）</p>	<p>正当な理由が無いのに提供</p>	<p>2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が行う 県の公の施設の管理業務に従事している者又は従事していた者 	<p>事務又は業務に関して知り得た保有個人情報</p>	<p>自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用</p>	<p>1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金</p>
<p>実施機関の職員</p>	<p>個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録</p>	<p>職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集</p>	
<p>偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受け、又は第25条第3項の規定による保有個人情報の開示を受けた者</p>			<p>5万円以下の過料</p>

IV 令和4年度の個人情報保護制度の実施状況

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による保有個人情報の開示請求

条例第13条の規定による書面による保有個人情報の開示請求の件数は全体で82件（請求者数78人）でした。請求に対する決定状況は、全部開示が3件、部分開示が62件、非開示が15件となっています。

実施機関別では、警察本部長に対する請求が68件（請求者数66人）と最も多く、次いで、知事部局に対する請求が9件（請求者数9人）となっています。

なお、請求者数の78人のうち、75人が本人からの請求、2人が法定代理人からの請求、1人が遺族・親族からの請求、本人の委任を受けた代理人からの請求はありませんでした。

実施機関別の書面による開示請求件数と決定状況（令和4年4月～令和5年3月）

実施機関・部局		書面による保有個人情報の開示請求							
		請求件数 (件)	うち 請求者数	決定状況（件）					その他 (取下げ)
				開示	部分 開示	非開示	不存在	存否応 答拒否 等	
知事部局	知事政策局	0	0	0	0	0	0	0	0
	危機管理局	0	0	0	0	0	0	0	0
	地方創生局	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通政策局	0	0	0	0	0	0	0	0
	経営管理部	4	4	1	0	2	1	1	1
	生活環境文化部	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚生部	4	4	2	2	0	0	0	0
	商工労働部	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産部	0	0	0	0	0	0	0	0
	土木部	1	1	0	1	0	0	0	0
	出納局	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	9	9	3	3	2	1	1	1
企業局	0	0	0	0	0	0	0	0	
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	5	3	0	3	2	1	1	0	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	68	66	0	56	11	5	6	1	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
富山海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
県立大学	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	82	78	3	62	15	7	8	2	

・請求者数の内訳

本人	法定代理人	遺族・親族	本人の委任を受けた代理人
75人	2人	1人	0人

(2) 口頭による保有個人情報の開示の請求

条例第25条の規定による、試験等の結果についての簡易な方法（口頭）による保有個人情報の開示の請求の件数は、3,187件となっています。

実施機関別では、教育委員会が2,681件と最も多く、次いで人事委員会（187件）、県立大学（170件）となっています。

・実施機関別の口頭による開示の請求件数（令和4年4月～令和5年3月）

実施機関		件数	実施機関	件数
知事部局	知事政策局	0	企業局	0
	危機管理局	0	議会	0
	地方創生局	0	教育委員会	2,681
	交通政策局	0	公安委員会	0
	経営管理部	31	警察本部長	0
	生活環境文化部	11	選挙管理委員会	0
	厚生部	41	監査委員	0
	商工労働部	65	人事委員会	187
	農林水産部	1	労働委員会	0
	土木部	0	収用委員会	0
	出納局	0	富山海区漁業調整委員会	0
	小計	149	内水面漁場管理委員会	0
			県立大学	170
			合計	3,187

・口頭による開示の請求件数の試験別内訳（令和4年4月～令和5年3月）

試験等名	主務課	件数	試験等名	主務課	件数
職員採用選考試験(臨床検査技師、理学療法士、医療ソーシャルワーカー)	人事課	6	農業機械士技能検定試験	農業技術課	1
産前産後休暇・育児休業代替職員採用選考試験(学校事務、学校栄養職員を除く)	人事課	3	富山県職員採用上級試験	人事委員会	97
看護職員採用選考試験	人事課	20	富山県職員採用初級試験	人事委員会	23
保健師採用選考試験	人事課	1	富山県職員採用試験「就職氷河期世代」	人事委員会	24
学芸員採用選考試験	人事課	1	警察官採用試験	人事委員会	37
狩猟免許試験	自然保護課	11	富山県職員採用試験「職務経験者(U I J ターン)」	人事委員会	6
准看護師試験	医務課	16	富山県公立学校実習助手採用選考検査	教職員課	7
富山県クリーニング師試験	生活衛生課	2	産前産後休暇・育児休業代替職員採用選考試験(学校事務職員、学校栄養職員)	教職員課	1
登録販売者試験	くすり政策課	16	富山県公立学校寄宿舎指導員採用選考検査	教職員課	3
毒物劇物取扱者試験	くすり政策課	7	富山県立高等学校入学者選抜(全日制の課程一般入学者選抜)	県立学校課	2,653
採石業務管理者試験	労働政策課	1	富山県立高等学校入学者選抜(定時制の課程単位制前期入学者選抜)	県立学校課	10
技能検定	労働政策課	16	富山県立特別支援学校の高等部入学者選抜	県立学校課	7
入学選考	技術専門学院	48	県立大学入学者選抜試験	県立大学	170
合 計					3,187

・直近10年間の書面及び口頭による開示の請求件数の推移

年度	書面	口頭	合計
令和4年	82	3,187	3,269
令和3年	89	4,014	4,103
令和2年	111	3,598	3,709
令和元年	102	3,623	3,725
平成30年	107	3,187	3,294
平成29年	109	4,263	4,372
平成28年	102	4,614	4,716
平成27年	128	4,586	4,714
平成26年	124	5,062	5,186
平成25年	91	3,991	4,082

(3) 保有個人情報の開示請求に係る審査請求の処理状況

令和4年度は保有個人情報の開示請求に係る新たな審査請求が1件ありました。処理状況の詳細は次のとおりになります。

審査請求 年 月 日	審査請求事案	実施機関	処理状況 ※令和5年3月31日時点		
			諮問	答申等	裁決
R4. 4. 25	児童相談所で書かれた〇〇と〇〇に関する文書についての保有個人情報部分開示決定に係る審査請求事案	富山県知事 (こども家庭室)	R4. 9. 12	R5. 3. 3	一部認容

2 保有個人情報の訂正請求の状況

令和4年度は、条例第27条の規定による保有個人情報の訂正請求はありませんでした。

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

令和4年度は、条例第35条の規定による保有個人情報の利用停止請求はありませんでした。

4 保有個人情報の訂正請求に係る審査請求の状況

令和4年度は、保有個人情報の訂正請求に係る審査請求はありませんでした。

5 保有個人情報の利用停止請求に係る審査請求の状況

令和4年度は、保有個人情報の利用停止請求に係る審査請求はありませんでした。

6 個人情報保護審議会の開催状況

令和4年度は、諮問事案等を審議するため、5回開催しました。

審査会	開催日	議 題
第81回	R4. 10. 3	・ 個人情報保護法の改正に伴う富山県個人情報保護条例施行規則の廃止について
第82回	R4. 11. 24	・ 児童相談所で書かれた〇〇と〇〇に関する文書についての保有個人情報部分開示決定に係る審査請求事案
第83回	R4. 12. 19	・ 同上
第84回	R5. 1. 31	・ 同上
第85回	R5. 2. 20	・ 同上